

# 大分県報

令和五年  
第四一〇号  
五月十九日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託……………一  
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託……………一  
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託……………一  
選挙管理委員会告示……………一  
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………一  
警察本部訓令……………二  
大分県警察表彰規程の一部改正……………二  
公 告……………三  
契約者等の公示……………三  
土地改良区の役員就退任（二件）……………三  
県営土地改良事業の工事の完了……………五  
令和五年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………五  
開発行為の完了……………七

### ○告示

### 示

#### 大分県告示第二百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

令和五年五月十九日

株式会社サキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝 吉

#### 二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

#### 大分県告示第二百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おおいの観光サービス

代表取締役 奥村 伸 幸

#### 二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

#### 大分県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地

株式会社大分国際貿易センター

代表取締役社長 藤 澤 崇 資

#### 二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

### ○選挙管理委員会告示

大分県報（告示・選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第六十四号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

四 指定老人ホーム中

「社会福祉法人偕生会養護老人ホーム常楽荘

」を

「社会福祉法人偕生会養護老人ホーム常楽荘

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

「特別養護老人ホーム温水園

」を

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第26号

警察本部 警察学校 警察署

大分県警察表彰規程（平成2年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月19日

大分県警察本部長 種 田 英 明

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

例2 賞詞一級
第1号 賞詞
所属 階級 氏名
大分県警察本部長 階級 氏名
年 月 日
君は○○○の功労は特に多大である
ここにこれを表彰する
用紙の大きさは、333mm×455mm
花模様（金色又はねずみ色）
の縁飾りを付け、上部中央に日章
の図柄を入れる。

例1 警察功績章
第1号 階級 氏名
大分県警察本部長 階級 氏名
年 月 日
君は多年にわたり警察官として日夜勤
勉に努め、職務に専念し、功績をあげ
た。安野において多くの業務を遂行し、
ここにこれを表彰する
ここにこれを授与する
用紙の大きさは、日本産業規格
規格B列3番（白色）の縁飾りを付け、
上部中央に警察功績章の図柄を入
れる。

例4 賞状
第4号 賞状
部 署 名
大分県警察本部 階級 氏名
年 月 日
君は○○○の功労は顕著である
ここにこれを表彰する
用紙の大きさは、333mm×455mm
花模様（金色又はねずみ色）
の縁飾りを付け、上部中央に日章
の図柄を入れる。

例3 賞詞二級
第2号 賞詞
所属 階級 氏名
大分県警察本部長 階級 氏名
年 月 日
君は○○○の功労は多大である
ここにこれを表彰する
用紙の大きさは、333mm×455mm
花模様（金色又はねずみ色）
の縁飾りを付け、上部中央に日章
の図柄を入れる。

例6 感謝状（本部長用）
第6号 感謝状
住所 氏名（又は団体名）
大分県警察本部長 階級 氏名
年 月 日
あなた（貴）は○○○の功
労内容（貴）は○○○の功
に深く感謝の意を表します
ここにこれを表彰する
用紙の大きさは、333mm×455mm
の縁飾りを付け、上部中央に日章
の図柄を入れる。

例5 賞状
第5号 賞状
所属 階級 氏名
大分県警察本部長 階級 氏名
年 月 日
君は○○○の功労は
ここにこれを表彰する
用紙の大きさは、日本産業規格
規格A列3番（白色）の縁飾りを付け、
上部中央に日章の図柄を入
れる。

## 附 則

この訓令は、令和5年5月19日から施行する。

# 〇 公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年五月十九日

大分県知事

佐

藤

樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千三百四十四万九千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、飯田土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年五月十九日

大分県知事

佐

藤

樹 一 郎

（退任役員）

大分県報（警察本部訓令・公告）

例8 賞（所属長用）

第 号	賞
所 属 （ 係 ）	賞
所 属 氏 名 （ 又 は 課 名 等 ）	賞
君 （ 貴 ） 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は
功 労 内	
職	年 月 日
階 級	氏 名
名 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

例7 賞（部長用）

第 号	賞
所 属 氏 名 （ 又 は 部 署 名 等 ）	賞
君 （ 貴 ） 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は
功 労 内	
職	年 月 日
階 級	氏 名
名 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とし、花稜線（金色）上部ねずみ色）の縁飾りを入れる。中央に日章の図柄を入れる。

例9 感謝状（部長・所属長用）

第 号	住 所 感 謝 状
氏 名 （ 又 は 団 体 名 ）	様
貴 〇 〇 〇 〇 〇	は
功 労 内 容 （ 又 は 功 労 ）	に
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	協 力 さ れ た と し 、 花 稜 線 （ 金 色 ） 上 部 ね ず み 色 ） の 縁 飾 り を 付 け、 中 央 に 日 章 の 図 柄 を 入 れ る。
職	年 月 日
階 級	氏 名
名 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とし、花稜線（金色）上部ねずみ色）の縁飾りを入れる。中央に日章の図柄を入れる。

役名	氏名	住 所	役名	氏名	住 所			
理事	佐々木 清和	玖珠郡九重町大字後野上二二三番地	〃	時松 満昭	〃 大字田野二四九〇番地			
〃	甲斐 嘉昭	〃 大字田野二〇〇九番地	監事	甲斐 孝行	〃 大字田野一七九六番地			
〃	佐藤 千尊	〃 大字後野上二一八九番地	〃	篠原 正昭	〃 大字恵良四三四番地の一			
〃	時松 龍廣	〃 大字田野二〇四七番地	〃	篠原 光子	〃 大字後野上一一六四番地の一			
〃	佐藤 民範	〃 大字後野上一六〇四番地	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荻柏原土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和五年五月十九日 大分県知事 佐藤 樹一郎					
〃	時松 正秋	〃 大字田野二四九〇番地						
〃	甲斐 順吉	〃 大字田野一九〇一番地						
〃	佐藤 祐二郎	〃 大字後野上一九七九番地						
〃	甲斐 誠司	〃 大字田野二〇〇七番地						
〃	齊藤 浩司	〃 大字後野上一六六一番地の二						
〃	甲斐 孝行	〃 大字田野一七九六番地						
監事	甲斐 孝行	〃 大字後野上一八八二番地				理事	佐藤 慶一	〃 竹田市荻町新藤六九番地
〃	佐藤 啓二	〃 大字後野上一八八二番地				〃	本田 満	〃 荻町馬場五六三番地一四六
（就任役員）						〃	小伏間 賢司	〃 荻町政所二三八番地
			理事	佐々木 清和	玖珠郡九重町大字後野上二二三番地	〃	倉野 武臣	〃 荻町宮平三三七四番地三
			〃	佐藤 千尊	〃 大字後野上二一八九番地	〃	佐藤 賢一	〃 荻町瓜作四五四番地
			〃	田邊 万壽夫	〃 大字後野上一五八二番地の一	〃	高橋 尚生	〃 荻町恵良原一九八三番地二
			〃	田邊 信彦	〃 大字後野上一六二五番地	〃	徳永 信二	〃 荻町木下六〇六番地
			〃	佐藤 隆雄	〃 大字後野上一九五八番地の三	〃	後藤 幸男	〃 阿蘇郡高森町大字河原一七〇四番地一
			〃	甲斐 誠司	〃 大字田野二〇〇七番地	〃	倉野 勇治	〃 竹田市荻町陽目六二九番地二
			〃	時松 龍廣	〃 大字田野二〇四七番地	〃	吉良山 弘幸	〃 荻町仏面九六八番地
			〃	甲斐 順吉	〃 大字田野一九〇一番地	〃	奥村 英一	〃 荻町馬場一三四四番地
			〃			〃	荒井 一男	〃 荻町馬場四八三番地二

監事	赤峰 幸一	〃	荻町政所二三四番地
	〃	〃	〃
〃	原 眞治	〃	荻町高練木二二六七番地
〃	伊丹良美	〃	荻町高城九五〇番地四
(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	佐藤 慶一	竹田市荻町新藤六九番地	
〃	太田 住夫	〃	荻町叶野一二一八番地
〃	佐藤 久成	〃	荻町田代四三一四番地二
〃	下城 広士	〃	荻町柏原三〇六四番地
〃	小林 育生	〃	荻町恵良原二一一七番地二
〃	清松 輝見	〃	荻町瓜作四六三一番地二
〃	後藤 敬三	〃	荻町桑木一一一二番地三
〃	山村 恭二	〃	荻町高城五七五番地
〃	徳 永信二	〃	荻町木下六〇六番地
監事	児玉 秀朗	〃	荻町宮平三六五五番地二
〃	後藤 茂	〃	荻町藤渡二六三番地
<p>次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。</p> <p>令和五年五月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
事業名	着手年月日	完了年月日	
県営農業競争力強化基盤整備事業 (区画整理)(池ノ内地区)	平二八・一〇・六	令三・一二・一〇	
県営農業競争力強化基盤整備事業 (農業用排水施設整備)(池ノ内地区)	平二八・一〇・六	令三・一二・一〇	

  

更新対象者	大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月五日(火) 午前九時から午後五時まで	国東市国東町鶴川アストくにさき
	〃	九月七日(木) 午前九時から午後五時まで	杵築市健康福祉センター
	〃	九月五日(火) 午前九時から午後五時まで	杵築市猪尾
	〃	九月七日(木) 午前九時から午後五時まで	杵築市健康福祉センター
更新対象者	大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月五日(火) 午後一時から午後四時まで	別府市上野口町別府市役所
〃	〃	九月七日(木) 午後一時から午後四時まで	由布市役所内庁舎
〃	〃	九月六日(水) 午後一時から午後四時まで	由布市庄内町柿原
〃	〃	九月七日(木) 午前九時から午後四時まで	白杵市中央公民館
〃	〃	〃	大分市大手町
〃	〃	〃	大分県庁舎本館

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一條第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和五年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。

令和五年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

<p>大分県南部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月六日（水）午前九時から午後五時まで</p>	<p>佐伯市向島 佐伯市保健福祉総合センター和楽</p>
<p>大分県豊肥振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月一日（金）午前九時三十分から午後五時まで 九月七日（木）午前九時三十分から午後五時まで</p>	<p>竹田市久住町大字久住くじゅうサンホール（久住公民館） 豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館</p>
<p>大分県西部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月五日（火）午前九時から午後五時まで 九月六日（水）午前九時から午後五時まで</p>	<p>日田市城町 大分県日田総合庁舎 日田市城町 大分県日田総合庁舎</p>
<p>大分県北部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月八日（金）午前九時から午後五時まで 九月一日（金）午前九時から午後五時まで</p>	<p>玖珠郡玖珠町大字塚脇玖珠総合庁舎 宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎</p>
<p>県内に住所を有する者</p>	<p>九月五日（火）午前九時から午後五時まで 九月十四日（木）午前九時から午後五時まで</p>	<p>中津市中央町 大分県中津総合庁舎 大分市大手町 大分県庁舎新館</p>

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間  
令和五年八月九日（水）から同月二十二日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。電子申請期間は同月一日（火）から同月十三日（日）まで。

2 受付時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、午前十二時から午後一時を除く。（電子申請は二十四時間可能）

四 更新手続  
紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。  
電子申請手続の詳細については大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。

大分県報（公告）

狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部

2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）

五 狩猟免許更新申請手数料  
二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙等を貼り付けて提出すること。又は電子納付を証するものを添付すること。）ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。

六 受験票

1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。

2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。

七 講習及び適性検査の内容

1 講習の内容

(一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。

(二) 鳥獣の判別に関すること。

(三) 猟具の取扱いに関すること。

(四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。

2 適性検査の内容

(一) 視力

(二) 聴力

(三) 運動能力

八 狩猟免許の交付  
講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他  
三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事

由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地为管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

- (一) 海外旅行をしていたこと。
  - (二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。
  - (三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
  - (四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。
- 2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。
  - 3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年五月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字川崎字左場代五千六百五十六番四ほか百十筆及び五千六百四十八番四十三ほか三筆の各地先里道並びに字丸尾五千六百三十八番ほか一筆及び五千六百十番一ほか一筆の各地先里道

二 開発区域の面積

三万七千七百六十六・五六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

広島県広島市中区八丁堀十四番四号J E I 広島八丁堀ビル六F  
株式会社フロンティア・サンワ  
代表取締役 中川 正彦

四 完了検査年月日

令和五年四月二十四日

令和五年五月十九日

大分県報（公告）